

高齢者福祉証を交付 (切替)しています

町 では、満70歳を迎えられた方々に、高齢者福祉証を交付しています。高齢者福祉証は入浴助成券を購入するとき、入浴施設を利用するとき、また福祉バス(町内全路線)を利用するときなど各福祉サービスをご利用の際に、ご本人を確認させていただくために必要となります(高齢者福祉証をお持ちでない場合、各福祉サービスが利用できませんのでご注意ください)。

交付は、誕生日の前月までに郵便ハガキで通知していますので、誕生日を迎えたら通知のハガキと共に印鑑、写真(概ね1年以内に撮影したもの)、大きさは縦3・0センチ×横2・5センチの高齢者福祉証への切り替え(交換)が必要です。手続きは、現在お持ちの各福祉証と共に、印鑑、写真(概ね1年以内に撮影したもの)、大きさは縦3・0センチ×横2・5センチを持参いただき、各窓口で切替の手続きをお願いします。

役場健康福祉課福祉係

(☎ 74 3 0 0 1)

洞爺湖温泉支所

(☎ 75 2 2 8 1)

洞爺総合支所総務住民課

(☎ 82 5 1 1 1)

また、「旧虹田町高齢者福祉証」、旧洞爺村いこいの家人館無料証明書、旧洞爺村道南バス乗車証をお持ちの方は、洞爺湖町高齢者福祉証への切り替え(交換)が必要です。手続きは、現在お持ちの各福祉証と共に、印鑑、写真(概ね1年以内に撮影したもの)、大きさは縦3・0センチ×横2・5センチを持参いただき、各窓口で切替の手続きをお願いします。

役場健康福祉課福祉係

詳しくは、
住所 ☎ 0 1 4 2 7 4 3 0 0 1

まで。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚げ者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられてこられた者の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状等を受けた方、書状等の請求をしなかった方も対象です。

- 請求書は、洞爺湖町役場健康福祉課、洞爺湖温泉支所・洞爺総合支所総務住民課の窓口においてあります。
- 請求期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までです。
- 資格要件などのお問い合わせは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで
- 無料電話: 0120 - 234 - 933 (月～金、9:15～17:15、土日休)
- ホームページ
<http://www.heiwa.go.jp>

洞爺湖町高齢者福祉証 (道南バス利用・無料バス)

	氏 名	年 月 日生
	住 所	洞 爺 湖 町 長

高齢者 入浴助成券 について

平成19年度高齢者入浴助成券販売のご案内

高齢者の皆さんにご利用いただいている、高齢者入浴助成券は、平成19年度用の高齢者入浴助成券(新券)に変わっております。新券の販売は、本庁健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所総務住民課で行っておりますので、お知らせします。

- 新券購入価格 1枚100円
- 新券購入限度枚数 1カ月15枚
- 3カ月分45枚まで、まとめて購入できます。

平成18年度の高齢者入浴助成券交換のご案内

平成18年度中に購入された「高齢者入浴助成券」は、ご利用できませんので余ってしまった方は、新券と交換いただきますようお願いいたします。なお旧券の換金は、原則として行っておりませんのでご了承ください。

入浴される皆さんへのお願い

入浴助成券を購入するときまた入浴の際には、ご本人であることを確認させていただくために、「高齢者福祉証」の提示をお願いしています。ご面倒でも、必ず提示いただきますようお願いいたします。

